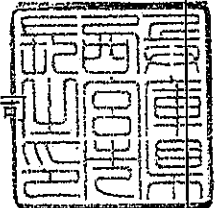


政策提案該当可否決定通知書

西市協発第 26 号
平成28年11月 8日
(2016年)

谷垣 敬子 様

西宮市長 今村 岳司



平成28年10月21日に提案のあった政策について、西宮市参画と協働の推進に関する条例第8条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

政策の名称	西宮市立西宮養護学校の建て替えにかかわる市民の政策提案
政策提案 該当の可否	1 該当する 2 該当しない
該当しない場合 の理由	提案内容が、西宮市参画と協働の推進に関する条例第8条第1項に規定する政策提案手続の対象事項(同条例第6条第1項第1号から第3号までに掲げる事項)に該当しないため。
備 考	
担当部署	市民局 コミュニティ推進部 市民協働推進課 (電話番号 0798-35-3764)